

山梨県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	855,746	476,765,710	4,944,824	118,280,402	24.8	25.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
23年度	13,227	53,833,063	9,828,655	19,895,481	83,557,199	6,317	7,107

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平均23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

給料の減額の状況

【特別職】

	H18.1.1～H21.3.31	H21.4.1～H23.9.30	H23.10.1～H27.3.31
(1) 知事	10/100	12/100	10/100
(2) 副知事	7/100	9/100	7/100
(3) 公営企業管理者	7/100	9/100	7/100
(4) 教育長	7/100	9/100	7/100
(5) 常勤監査委員	7/100	9/100	4/100

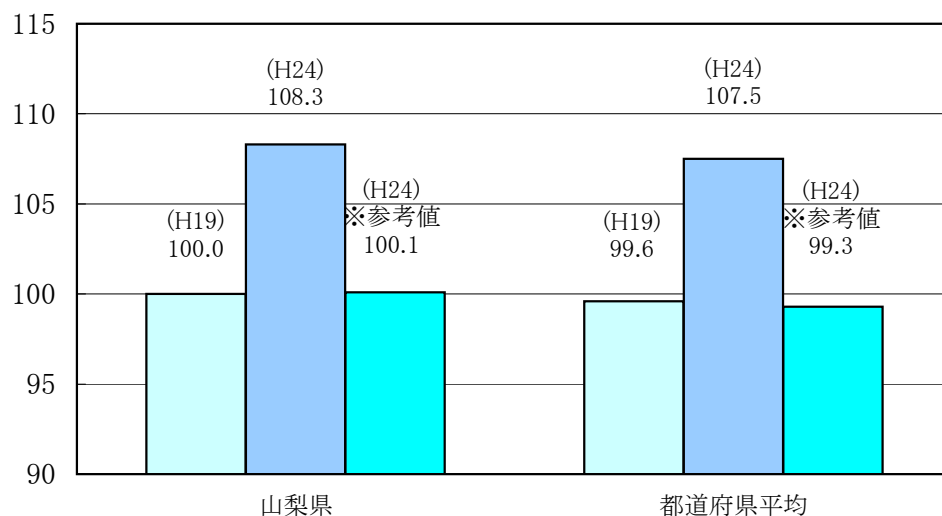
【管理職の職員等】

	H20.1.1～H21.3.31	H21.4.1～H23.9.30	H23.10.1～H27.3.31
(1) 部局長級	4/100	6/100	4/100
(2) 上記以外	4/100	4/100	3/100

【非管理職の職員】

平成21年4月1日から平成23年9月30日までの間、給料月額2%を減額してきた。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
24年度	円 386,570	円 386,585	△15円 △0.00%	% -	% 改定なし	% 改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月額	(参考) 国の年間 支給月額
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
24年度	月 3.95	月 3.95	月 0.00	月 -	月 3.95	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況(平成24年4月1日)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	465,000
最高号給の 給料月額	243,700	308,100	355,000	388,600	401,000	423,000	456,600	478,600	538,200

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成24年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山梨県	43.3 歳	340,735 円	419,384 円	378,681 円
国	42.8 歳	304,944 (329,917) 円	-	372,906 (401,789) 円
都道府県平均	43.5 歳	336,945 円	420,960 円	377,603 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
山梨県	49.4 歳	151 人	342,898 円	393,833 円	368,456 円
うち学校給食員	49.1 歳	5 人	336,880 円	362,837 円	353,826 円
うち守衛	56.7 歳	2 人	365,000 円	489,338 円	388,310 円
うち用務員	49.0 歳	52 人	342,213 円	383,542 円	373,418 円
うち自動車運転手	47.3 歳	47 人	329,764 円	398,230 円	357,497 円
国	49.7 歳	3,479 人	270,465 (285,030) 円	-	307,506 (323,181) 円
都道府県平均	50.2 歳	461 人	333,067 円	389,758 円	366,292 円

区 分	※ 山梨県の技能労務職員(非常勤職員を含む。)				民 間			参考
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
学校給食員	52.5 歳	132,294 円	144,916 円	134,715 円	調理士	42.4 歳	247,900 円	0.58
守衛	57.6 歳	207,875 円	319,438 円	213,703 円	守衛	57.5 歳	238,300 円	1.34
用務員	54.0 歳	211,634 円	237,319 円	224,212 円	用務員	53.5 歳	206,600 円	1.15
自動車運転手	47.9 歳	322,245 円	388,843 円	348,846 円	自家用乗用自動車運転手	55.9 歳	256,000 円	1.52

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
学校給食員	1,944,922 円	3,330,900 円	0.58
守衛	4,240,820 円	3,337,000 円	1.27
用務員	3,539,500 円	2,861,400 円	1.24
自動車運転手	4,666,115 円	3,422,000 円	1.36

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成21年～平成23年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山梨県	42.8 歳	368,922 円	421,499 円
都道府県平均	44.8 歳	384,152 円	444,582 円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山梨県	45.1 歳	380,060 円	425,015 円
都道府県平均	43.8 歳	370,304 円	423,923 円

⑤警 察 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山梨県	39.2 歳	323,890 円	431,988 円	355,071 円
国	41.2 歳	297,622 (316,195) 円	—	346,716 (367,421) 円
都道府県平均	39.3 歳	322,203 円	462,861 円	367,205 円

⑥福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山梨県	35.4 歳	313,576 円	358,545 円	331,395 円
国	41.0 歳	305,230 (326,961) 円	—	347,846 (371,712) 円
都道府県平均	43.7 歳	346,207 円	431,674 円	383,824 円

⑦看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山梨県	42.8 歳	356,875 円	414,714 円	375,940 円
国	45.7 歳	298,203 (313,617) 円	—	326,642 (342,896) 円
都道府県平均	40.5 歳	371,776 円	391,337 円	354,155 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(参考値)である。

(2) 職員の初任給の状況 (平成24年4月1日現在)

区 分		山 梨 県		国	
一般行政職	大学卒	178,800	円	163,987	(172,200) 円
	高校卒	144,500	円	133,418	(140,100) 円
技能労務職	高校卒	146,700	円	-	
	中学卒	129,200	円	-	
高等学校教育職	大学卒	199,700	円	-	
	高校卒	154,900	円	-	
小・中学校教育職	大学卒	199,700	円	-	
	高校卒	154,900	円	-	
警察職	大学卒	204,500	円	190,460	(200,000) 円
	高校卒	172,000	円	153,797	(161,500) 円
福祉職	大学卒	184,200	円	-	
	高校卒	153,200	円	-	
看護・保健職	大学卒	206,900	円	-	
	高校卒	-		-	

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値 (減額前) である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成24年4月1日現在)

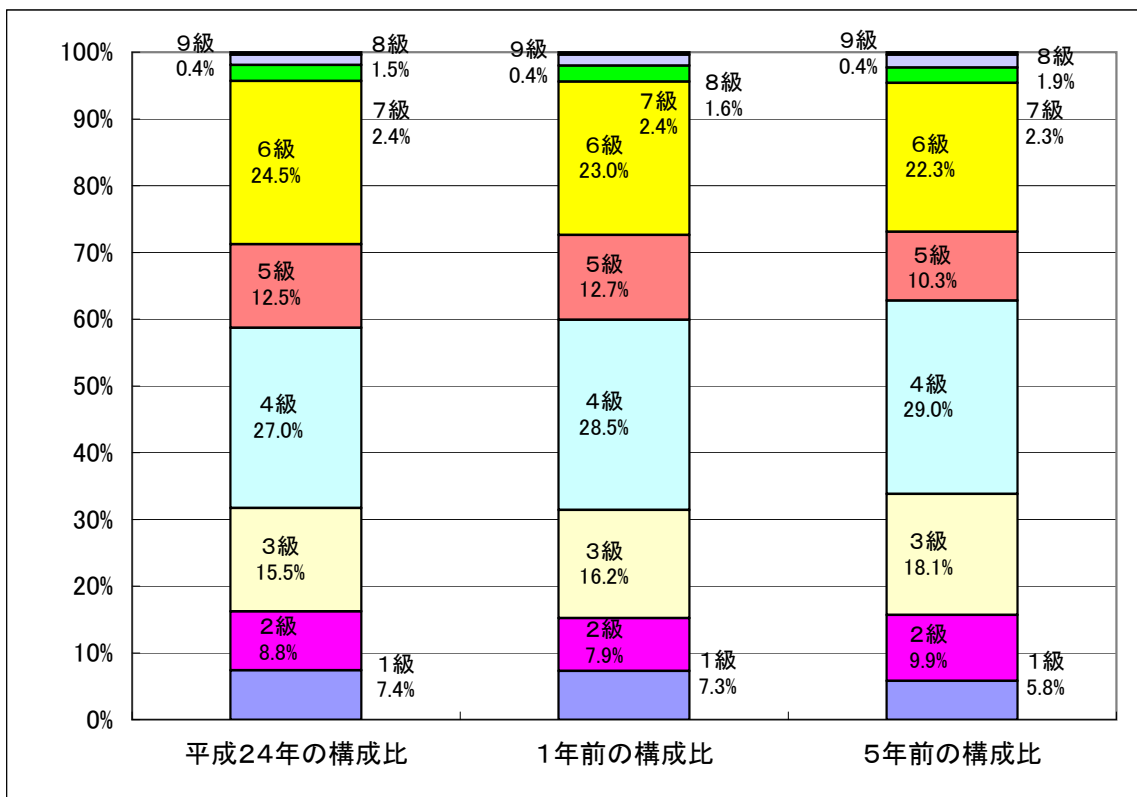
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	265,301 円	318,324 円	361,004 円
	高校卒	218,875 円	264,580 円	314,467 円
技能労務職	高校卒	-	-	277,550 円
	中学卒	-	-	-
高等学校教育職	大学卒	309,084 円	355,715 円	397,773 円
	高校卒	-	-	345,176 円
小・中学校教育職	大学卒	302,129 円	354,513 円	388,265 円
	高校卒	-	-	-
警察職	大学卒	286,095 円	344,033 円	372,729 円
	高校卒	251,705 円	294,753 円	336,807 円
福祉職	大学卒	-	368,100 円	-
	高校卒	-	-	-
看護・保健職	大学卒	285,300	-	361,700 円
	短大卒	-	-	-

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	部長	14 人	0.4 %
8 級	次長	50 人	1.5 %
7 級	課長・参事	81 人	2.4 %
6 級	課長・主幹	834 人	24.5 %
5 級	課長補佐	425 人	12.5 %
4 級	主査・副主査	921 人	27.0 %
3 級	主任	529 人	15.5 %
2 級	主事・技師	300 人	8.8 %
1 級	主事・技師	254 人	7.4 %

(注) 1 山梨県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年4月から11級制を9級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度本格実施対象者である管理職手当受給者等については、能力評価結果を基礎データとし、昇給区分を決定している。その他の人事評価制度試行中の職員については、所属長の勤務成績評定や昇任等の状況を考慮して昇給区分を決定している。今後、評価制度の仕組みや運用について適宜見直しを行い、段階的に対象職員を拡大する中で、その結果を昇給に活用していく。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

山 梨 県			国		
1人当たり平均支給額(23年度)			—		
1,504 千円					
(23年度支給割合)			(23年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.60 月分	1.35 月分		2.60 月分	1.35 月分	
(1.45) 月分	(0.65) 月分		(1.45) 月分	(0.65) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%		
・管理職加算 10～25%			・管理職加算 10～25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）】

人事評価制度本格実施対象者である管理職手当受給者等については、業績評価結果を基礎データとして成績率算定の基礎とし、成績区分を決定している。その他の人事評価制度試行中の職員については、懲戒処分者などの成績不良職員を除き一定の成績率を用いて支給している。今後、評価制度の仕組みや運用について適宜見直しを行い、段階的に対象職員を拡大する中で、その結果を勤勉手当の成績率算定に活用していく。

(2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

山 梨 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%)加算			定年前早期退職特例措置		
1人当たり平均支給額 5,024 千円 27,185 千円			(2%～20%加算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		1,730,330	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		130,818	円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
甲府市	4,451 人	3 %	6 %
富士吉田市	683 人	3 %	0 %
都留市	451 人	3 %	0 %
山梨市	551 人	3 %	0 %
大月市	454 人	3 %	0 %
韮崎市	817 人	3 %	0 %
南アルプス市	925 人	3 %	0 %
北杜市	522 人	3 %	0 %
甲斐市	632 人	3 %	0 %
笛吹市	940 人	3 %	0 %
上野原市	258 人	3 %	0 %
甲州市	542 人	3 %	0 %
中央市	219 人	3 %	0 %
市川三郷町	302 人	3 %	0 %
富士川町	274 人	3 %	0 %
早川町	24 人	3 %	0 %
身延町	248 人	3 %	0 %
南部町	112 人	3 %	0 %
昭和町	222 人	3 %	0 %
道志村	23 人	3 %	0 %
西桂町	41 人	3 %	0 %
忍野村	57 人	3 %	0 %
山中湖村	41 人	3 %	0 %
鳴沢村	17 人	3 %	0 %
富士河口湖町	364 人	3 %	0 %
小菅村	19 人	3 %	0 %
丹波山村	15 人	3 %	0 %
宮城県仙台市	5 人	6 %	6 %
茨城県水戸市	1 人	10 %	10 %
東京都特別区	25 人	18 %	18 %
東京都八王子市	1 人	12 %	12 %
神奈川県横浜市	1 人	12 %	12 %
長野県諏訪市	1 人	3 %	3 %
静岡県静岡市	1 人	6 %	6 %
大阪府大阪市	4 人	15 %	15 %
医師	18 人	15 %	15 %
平均支給率		3.0 %	2.0 %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当 (平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)	579,185 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	43,788 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	35.6 %
手当の種類(手当数)	32

手当名	支給要件等	対象機関等	支給額		
1 税務手当	県税の賦課若しくは徴収に関する業務又はその補助業務に従事した職員(技労職員を含む。)	税務課	1日につき	580円	
		① 賦課又は徴収の業務に直接従事した職員 総合県税事務所(管理職手当支給職員に限る。)	1日につき	580円	
		② 徴収業務を常例とする職員(①以外の職員)	1日につき	630円	
		③ ①及び②以外の職員	1日につき	530円	
2 社会福祉業務従事手当	福祉に関する業務に従事した次の職員 ① 現業を行う職員(ケースワーカー等) ② 身体障害者福祉司 ③ 児童福祉司 ④ 知的障害者福祉司	保健福祉事務所 女性相談所 中央児童相談所 都留児童相談所 こころの発達総合支援センター 障害者相談所 富士ふれあいセンター	1日につき	500円	
3 防疫等作業手当	次の作業に従事した職員(技労職員を含む。給料の調整額を受ける者を除く。) ① 感染症又はその疑いのある患者の診断、看護又は移送 ② 感染症の病原体が付着し、又は付着の危険がある物件の処理 ③ 感染症の病原体の検査 ④ 感染症又はその疑いのある患者の死体の処理 ⑤ 結核患者の訪問指導 ⑥ 家畜伝染病の患畜又は疑似患畜の検査、病性鑑定、移送又は殺処分 ⑦ 家畜伝染病の病原体が付着し、又は付着の危険がある物件の処理 ⑧ 家畜伝染病の病原体が付着し、又は付着の危険がある場所に立ち入って行う動物その他の物の検査、採取又は集取 ⑨ 家畜伝染病の患畜又は疑似患畜の死体の処理	職員厚生課 医務課 衛生業務課 健康増進課 保健研究所 衛生環境研究所 畜産課 家畜保健衛生所	1日につき	290円 死体解剖については1時間につき 290円	
4 医師診療実験従事手当	診療又はこれに関する実験に直接従事した医師及び歯科医師	保健所 精神保健福祉センター 都留児童相談所 こころの発達総合支援センター	職	月額	
			所長	40,000円	
			所長(保健所に限る)	1日につき2,000円	
		あけぼの医療福祉センター	その他 の医師	2級以上 1級	40,000円 30,000円
			所長	50,000円	
			副所長 主任医長 医長	45,000円	
その他 の医師	2級以上 1級	40,000円 30,000円			
5 種雄牛馬取扱手当	次の作業に従事した職員(技労職員を含む。) ① 種雄牛馬又は種雄豚の精液の採取又は自然交配の作業 ② ①の作業の準備のため種雄牛馬又は種雄豚を御する作業	畜産試験場 酪農試験場	1日につき	250円	
6 爆発物取扱手当	1 次の作業に従事した職員(技労職員を含む。) ① 火薬類の製造施設の保安検査、立入検査、自主検査の立会い又は災害調査 ② 高圧ガスの製造施設の立入検査若しくは災害調査又は高圧ガス容器等の調査若しくは検査 ③ ボイラー又は第一種压力容器の落成検査、性能検査又は使用再開検査	1の作業 防災危機管理課 計量検定所 生活環境課 人事委員会事務局	1の作業	1日 250円	
	2 爆発物の検索、撤去、解体鑑定又は爆破処理の作業に従事した警察職員		2の作業	1回 4,600円	
	3 次の作業に従事した職員(技労職員を含む。) ① 特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業(人事委員会の定めるもの。) ② 特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業 ③ 特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で当該物質が発生するおそれがある作業		3の①の作業	1回 4,600円	
			3の②の作業	1日 250円	
			3の③の作業	1日 460円	

7と畜業務従事手当	次の作業に従事した職員(技労職員を含む。給料の調整額を受ける者を除く。) ① 獣畜のとさつ解体業務 ② 食鳥のとさつ解体業務	畜産試験場	1日につき 270円
8夜間看護手当	① 正規の勤務時間による勤務の全部が深夜(午後10時から翌日午前5時まで)において行われる看護の業務に従事した職員(技労職員を含む。) ② 正規の勤務時間による勤務の一部が深夜(午後10時から翌日午前5時まで)において行われる看護の業務に従事した職員(技労職員を含む。)	あけぼの医療福祉センター	勤務1回につき ①の業務 6,800円 ②の業務 イ 深夜勤で深夜における勤務時間が2時間以上 3,300円 ロ 深夜における勤務が2時間未満 2,000円 イ、ロ以外 2,900円 〔深夜勤とは午前零時から午前10時までの間に7時間45分以上割り振られた正規の勤務時間による勤務をいう。〕
9有害薬物取扱手当	人体に有害なガスの発生を伴う作業又は人体に有害な薬品を使用する作業に従事した職員(技労職員を含む。給料の調整額を受ける者を除く。)	衛生環境研究所 環境科学研究所 森林総合研究所 工業技術センター 富士工業技術センター 家畜保健衛生所 水産技術センター 総合農業技術センター 果樹試験場 畜産試験場 酪農試験場 専門学校農業大学校 北杜高等学校 農林高等学校又は笛吹高等学校	1日につき 270円
10放射線取扱手当	① エックス線その他の放射線の照射作業に従事した職員(給料の調整額を受ける者を除く。) ② ①の作業以外でエックス線その他の放射線を被ばくするおそれのある作業	あけぼの医療福祉センター 工業技術センター 富士工業技術センター	1日につき 250円
11危険現場作業手当	次の作業に従事した職員(技労職員を含む。) ① 地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所で行う監督又は検査等 ② 水面下4m以上の深所で行う調査、監督又は検査等 ③ 傾斜度平均40度以上で高低差10m以上の急傾斜地における調査、測量、監督又は検査等 ④ 掘削中又は巻き立て終了前のトンネル坑内における調査、測量、監督又は検査等 ⑤ 下水道の建設工事その他これに類する工事で地下7m以上の深所で行う調査、監督又は検査等 ⑥ 潜水器具を着用し、潜水して行う調査等	衛生業務課 大気水質保全課 森林整備課 林業振興課 県有林課 治山林道課 観光資源課 畜産課 耕地課 用地課 道路整備課 道路管理課 治水課 砂防課 都市計画課 下水道課 建築住宅課 宮繕課 工事検査課 学校施設課 地域県民センター 林務環境事務所 農務事務所 建設事務所 森林総合研究所 水産技術センター 中部横断自動車道推進事務所 新環状・西園東道路建設事務所 流域下水道事務所又は埋蔵文化財センター	1日につき 320円
12ダム管理作業手当	次の作業に従事した職員 ① 大雨又は雷雨等の悪天候下におけるダム管理の作業 ② 堤体内、堤体法面若しくは洪水吐ゲート上で行う測量、検査又は調査作業 ③ ダム湖において行う流木等の除去、採水又は巡視のための船上作業 ④ 堤体法面、管理用道路又は観測所に係る管理作業のうち足場の不安定な箇所における作業	広瀬・琴川ダム管理事務所 荒川ダム管理事務所 大門・塩川ダム管理事務所 深城ダム管理事務所	1日につき 480円
13用地交渉手当	用地取得等のため直接当該用地の所有者等と交渉する業務に従事した職員	年間を通じ又は一定期間恒常的に用地の取得のための交渉業務を所掌する公署	1日につき 750円
14保健衛生業務従事手当	① 食品に関して巡回による監視を行い、かつ、直接事業者に対し指導を行う職員 ② 保健衛生に関する現業を行う職員(技労職員を含む。給料の調整額、管理職手当、社会福祉業務従事手当、防疫等作業手当、と畜業務従事手当、有害薬物取扱手当を受ける者を除く。)	衛生業務課 保健福祉事務所 林務環境事務所 衛生環境研究所 精神保健福祉センター	1日につき 340円
15災害出動手当	災害の発生した箇所若しくは災害の発生するおそれの著しい箇所又は山火事の発生した箇所で行う巡回監視又は応急作業に従事した職員(技労職員を含む。)		1日につき ① 巡回監視 480円 ② 応急作業 730円 (夜間の場合50/100を加算)
16道路上作業手当	交通をしゃ断することなく行う道路の維持修繕の作業その他の作業で次に定めるものに従事した職員 ① 舗装の打替え、カバーリング、バックキング、砂利等の補給、凍結防止薬剤の散布及び路面の修正の作業並びにこれらの監督の作業 ② 橋、トンネル、歩道、歩道橋、排水溝、分離帯、区画線又は道路標識の新設、改築及び維持修繕の作業並びにこれらの監督の作業 ③ 調査、測量及び検査の作業	県土整備部(技術管理課、治水課、砂防課及び宮繕課を除く。) 地域県民センター 工事検査課	1日につき 300円

17 多学年学級担当手当	小学校又は中学校の二以上の学年の児童・生徒で編成されている学級を担当する教頭、主幹教諭、教諭、助教諭又は講師 支給対象から除外される者 ① 給料の調整額を受ける者 ② 担当授業時間数が、その者の全担当授業時間数の1/2に満たない者 ③ 担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者	小学校 中学校	1日につき イ 三以上の学年の児童・生徒で編成されている学級 350円 ロ 二の学年の児童・生徒で編成されている学級 290円
18 教員特殊業務手当	教育職員で教育職給料表(一)の1・2・特2級の者又は教育職給料表(二)の1・2・特2級の者が次の業務に従事した場合 ① 非常災害時における児童・生徒の保護又は緊急の防災・復旧の業務 ② 児童・生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ③ 児童・生徒に対する緊急の補導業務 ④ 学校が計画・実施する修学旅行等において児童・生徒を引率して行う泊を伴う指導業務 ⑤ 対外運動競技等において児童・生徒を引率して行う泊を伴うもの又は週休日等に行う指導業務 ⑥ 学校の管理下において行われる部活動における児童・生徒に対する指導業務で週休日等又は人事委員会が定める日に行うもの ⑦ 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は人事委員会が定める日に行うもの	小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	1日につき ①の業務 6,400円 (人事委員会が認める業務12,800円) ② " 6,000円 ③ " 6,000円 ④ " 3,400円 ⑤ " 3,400円 ⑥ " 2,400円 ⑦ " 900円
19 教育業務連絡指導手当	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する教諭が当該担当に係る業務に従事したとき	小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	1日につき 200円
20 私服作業手当	① 私服員として主として犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の業務に従事した管理職員以外の警察官 ② 青少年の補導業務に従事した管理職員以外の少年補導職員	警察本部 生活安全部(地域課除く。) 刑事部(鑑識課・科学捜査研究所除く。) 交通部 警備部 警察署	1日につき ①の業務 560円 ②の業務 220円
21 鑑識作業手当	犯罪鑑識の業務に従事した管理職員以外の警察官及び警察官以外の職員(技労職員を含む。)	警察本部 鑑識課 科学捜査研究所 警察署 鑑識係 警察本部 情報管理課照会係 捜査第一課手口係 鑑識課 科学捜査研究所	現場の業務 1日につき 560円 内勤の業務 1日につき 280円
22 看守、護送手当	被拘禁者の看守及び護送の業務に従事した管理職員以外の警察官	警察本部 警察署	1日につき 250円
23 警ら手当	警らの業務に従事した管理職員以外の警察官	警察本部 警察署 警察本部 地域課鉄道警察隊 警察署 地域課	バトカーに乗務して行う警らの業務 1日につき 420円 所管区における上記以外の警ら(湖上警らを含む。)の業務 1日につき 340円
24 夜間特殊作業手当	① 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)において行われる特殊な業務に従事した管理職員以外の職員(技労職員を含む。) ② 緊急の呼出しにより勤務を命ぜられ、当該勤務時間の一部又は全部が夜間(午後9時から翌日の午前5時まで)において行われる業務に従事した管理職員以外の職員(技労職員を含む。)	① 交替制勤務による当番勤務に従事する警察職員 ② 警察本部 警察署	① 当該勤務時間が 深夜の全部を含む勤務の場合 勤務1回につき 1,100円 深夜の一部を含む勤務の場合 勤務1回につき 730円 (2時間未満の場合は、410円) ② 業務1回につき 1,240円
25 交通警察業務手当	高速道路又は一般道路において次に掲げる業務に従事した管理職員以外の警察官 ① 交通人身事故の捜査、暴走族に係る捜査若しくは取締り又は飲酒運転、無免許運転等の悪質かつ危険な交通違反の捜査若しくは取締りの業務 ② 白バイ又はバトカーに乗務して行う交通取締りの業務 ③ 交通整理、交通取締り又は交通事故処理の業務(前二号に掲げる業務を除く。) ④ 大型自動車運転免許技能試験業務	① 警察本部 警察署 ② 警察本部 交通機動隊 高速道路交通警察隊 警察署 交通課 ③ 警察本部 警察署 ④ 警察本部 運転免許課	① 1日につき イ 高速道路における業務 840円 ロ 一般道路における業務 560円 (日没時から日出時の間は50/100を加算) ② 1日につき イ 白バイ業務 560円 ロ 高速道路におけるバトカー業務 560円 ハ 一般道路におけるバトカー業務 420円 ③ 1日につき イ 高速道路における業務 460円 ロ 一般道路における業務 310円 ④ 1日につき 230円

26 死 体 処 理 手 当	① 死体の解剖補助作業 ② 死体の収容又は検視の作業 ③ 刑事調査官が行う死体の検視の作業	① 直接死体に触れ、解剖の補助作業を行う警察職員(技労職員を含む。) ② 直接死体に触れ、収容又は検視の作業を行う警察職員(技労職員を含む。) ③ 検視官	① 1体につき 3,200円 ② 1体につき 1,600円 (心身に著しい負担を与えたと人事委員会が認める作業に従事した場合 100/100を加算) ③ 1体につき 3,200円
27 救 助 捜 索 手 当	危険な事象における山岳遭難等の救助若しくは捜索作業に従事又は災害現場へ出動した管理職員以外の警察職員(技労職員を含む。)	警察本部 警察署	① 山岳遭難等の救助若しくは捜索の作業 イ 特に危険な作業 1日につき 1,500円 ロ その他の作業 1日につき 1,000円 ② 災害現場出動 イ 巡回監視 1日につき 480円 ロ 応急作業 1日につき 730円 (夜間の場合 50/100を加算) (東日本大震災に対処する作業に引き続き5日以上従事した場合 100/100を加算) (福島原発の警戒区域、計画的避難区域における作業に従事した場合 1,000円～20,000円を加算)
28 航 空 手 当	航空機に搭乗し次に掲げる業務に従事した職員 ① 航空機の操縦又は整備業務 ② 山岳遭難等の救助捜索 ③ 交通の整理又は取締り ④ 災害時の救援活動 ⑤ 犯罪の捜査 ⑥ 保安又は防犯活動 ⑦ 警備活動 ⑧ 災害応急対策活動 ⑨ 火災防衛活動 ⑩ 救急活動 ⑪ 災害予防対策活動 ⑫ 広域航空消防防災応援活動	防災危機管理課防災航空担当職員 警察職員(技労職員を含む。)	① 操縦業務に従事する警察職員 搭乗時間 1時間につき 5,100円 ※限度額:255,000円/月 ② 整備業務に従事する警察職員 搭乗時間 1時間につき 2,200円 ※限度額:55,000円/月 ③ その他の業務に従事する職員 搭乗時間 1時間につき 1,900円 (人事委員会が別に定める作業に従事した職員にあっては、その従事した日1日につき1,500円を加算) ※法令等の規定に基づく試験飛行等に従事した時間がある場合は加算される。
29 銃 器 犯 罪 捜 査 従 事 手 当	銃器若しくはその疑いのあるものが使用され、又は使用されるおそれがある現場において防弾装備を装着し、武器を携帯して次に掲げる業務に従事した警察官 ① 銃器を使用している犯罪現場における犯人逮捕の業務又はこれに相当する業務 ② 銃器を使用した犯人又は銃器を所持している犯人逮捕の業務 ③ ①の業務に付随して行われる固定配置の業務 ④ ②の業務に付随して行われる固定配置の業務 ⑤ 銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い暴力団事務所等の直近に配置して行う警戒の業務	警察本部 警察署	1日につき ①の業務 1,200円 ② " 800円 ③ " 800円 ④ " 600円 ⑤ " 600円
30 身 辺 警 護 等 作 業 手 当	次に掲げる業務に従事した警察官 ① 天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の身辺の警衛業務 ② ①以外の皇族の身辺の警衛業務又は内閣総理大臣、国賓その他人事委員会が定める者の身辺の警衛業務	警察本部 警察署	1日につき ①の業務 1,150円 ② " 640円 (人事委員会が定める業務にあっては、510円を加算)
31 自 動 車 整 備 業 務 従 事 手 当	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条に規定する整備管理者としての業務に従事した技能労務職員		1日につき 250円
32 特 殊 自 動 車 運 転 等 作 業 手 当	大型特殊自動車若しくは大型自動車又は中型自動車(車両総重量8t以上かつ乗車定員11人以上に限る。)の運転、大型特殊自動車による農耕作業等の業務に従事した技能労務職員		1日につき 270円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (2 3 年 度 決 算)	2,413,139 千円
職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)	470 千円
支給実績 (2 2 年 度 決 算)	2,244,464 千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	421 千円

(6) その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 1人につき月額 6,500円 16歳から22歳までの子に対しては1人5,000円の 加算措置 ※ 配偶者以外の扶養親族の範囲 22歳未満の子及び孫、60歳以上の父母及び祖父母、22歳未満の弟妹、重度心身障害者	国と同じ	—	1,494,729 千円	237,749 円
住居手当	職員の居住する借家・借間 自ら借り受け居住している住宅で月額12,000円を超える家賃を負担している職員 ・家賃 23,000円以下 家賃額-12,000円 ・家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額-23,000円) × 1/2 + 11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円 (支給限度額) ※100円未満は切り捨て	国と同じ	—	542,080 千円	275,587 円

<p>通勤手当</p>	<p>1 交通機関を利用する場合 ・1ヶ月運賃等が55,000円以下の場合 職員が負担している運賃等 ・1ヶ月運賃等が55,000円を超える場合 55,000円+(1ヶ月運賃等-55,000円)×1/2 2 自動車等を利用する場合 ・四輪自動車 通勤距離に応じて2km以上81km未満は3,000円～52,720円(81km以上は54,038円が限度額) ・四輪自動車以外(自転車を除く。) 通勤距離に応じて2km以上60km未満は2,000円～36,904円(60km以上は39,540円が限度額) ・自転車 2,000円(※距離区分なし) 3 1及び2を併用する場合 1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額 4 特急等を利用する場合 異動や新規採用等による通勤困難者に特急利用料金等の1/2を1～3で算出した通勤手当額に加算支給 ※ 特急利用料金等 JR特急料金及び高速道路等有料道路の利用料金 5 駐車場を利用する場合 通勤のため四輪の自動車を使用し、有料駐車場を利用する場合、1月当たりの駐車料金の相当する額の1/2を1～4で算出した通勤手当額に加算支給(限度額3,000円)</p>	<p>異なる</p>	<p>1 55,000円超過分の支給無し 2 四輪自動車と四輪自動車以外の区分無し 使用距離区分が相違 ※ 2km以上60km未満2,000円～23,600円(60km以上は24,500円が限度) 3 国と同じ 4 新規採用者は支給対象外 20,000円が限度額 5 国は制度なし</p>	<p>1,098,492 千円</p>	<p>93,132 円</p>
<p>初任給調整手当</p>	<p>次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内、採用の日から1年を経過することによりその額を減じて支給する。 一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員 月額 365,500円 二 行政職給料表、研究職給料表、教育職給料表(一)の適用を受ける職員で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職で、医師又は歯科医師の免許を有する職員 月額 50,000円</p>	<p>国と同じ</p>	<p>—</p>	<p>66,349 千円</p>	<p>2,884,743 円</p>
<p>単身赴任手当</p>	<p>公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、異動又は公署の移転の直前の住所から在勤公署までの通勤距離が60km以上のものに対して支給する。</p>	<p>国と同じ</p>	<p>—</p>	<p>59,350 千円</p>	<p>279,953 円</p>

管理職手当	<p>管理職手当は、人事委員会が指定する職にある者に対して、職務・職責に応じた定額を支給する。支給額は、その者の属する職務の級における最高号給の給料月額の25%の範囲内とする。</p> <p>本庁の部長・次長 一種～三種 本庁の課長 四種～五種 本庁の総括課長補佐 七種 校長 七種～六種 教頭 八種～七種</p>			1,044,472 千円	735,026 円
特勤手当	<p>生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員には、給料及び扶養手当の月額の合計額の25%の範囲内で次のより支給する。</p> <p>6級地 25% 5級地 20% 4級地 16% 3級地 12% 2級地 8% 1級地 4%</p> <p>・特勤公署 一級地：西原警察官駐在所 小菅警察官駐在所 丹波警察官駐在所 二級地：広瀬・琴川ダム管理事務所琴川ダム管理課</p>	国と同じ	—		
特勤手当に準ずる手当	<p>職員が異動し、住居を移転した場合又は職員の勤務する公署が移転し、住居を移転した場合において、異動の直後に在勤する公署又はその移転した公署が特勤公署又はこれらに準ずる公署に該当するときは、当該異動又は公署の移転の日から3年以内の期間、給料及び扶養手当の月額の合計額の6%を超えない範囲内の特勤手当に準ずる手当を支給する。</p> <p>準特勤公署 深城ダム管理事務所 道志警察官駐在所</p>	国と同じ	—	15,484 千円	351,907 円
へき地手当	<p>へき地教育振興法の規定に基づいてへき地条件の程度に応じて1級から5級までに分類された地に所在する小・中学校に勤務する教育職員に給料の月額及び扶養手当の合計額の25%の範囲内で支給する。</p> <p>支給割合 5級地 25% 4級地 20% 3級地 16% 2級地 12% 1級地 8% へき地学校に準ずる学校 4%</p>			50,013 千円	301,286 円

定時制通信教育手当	県立学校で、定時制の課程を置くもの又は通信教育を行うものの校長及び教員に対し、給料の月額10%を支給する。ただし、管理職手当を受ける者は、8%とする。			68,323 千円	440,791 円
産業教育手当	農業又は工業に関する課程を置く県立学校で、農業若しくは農業実習又は工業実習の教諭又は助教諭の免状を有するものが、当該課程において実習を伴う科目を主として担当する場合に、その職員に対して給料の月額10%を支給する。			103,754 千円	410,094 円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校(学校教育法に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)に勤務する教育職員には、月額11,700円(※平成23年1月1日から8,000円)を超えない範囲内で、職務の級及び号給の別に応じて、義務教育等教員特別手当を支給する。			485,146 千円	63,269 円
農林漁業普及指導手当	農業又は林業の普及指導改良普及事務に直接従事した職員(管理職手当を受ける者を除く。)で、直接当該事務に従事した者に対して支給する。 普及指導員又は林業普及指導員 給料月額の8%			9,416 千円	324,689 円
宿日直手当	勤務1回につき、普通当直4,200円、業務当直7,200円、医療施設の医師・歯科医師20,000円とし、執務時間が午前8時30分から午後零時30分までと定められている日又はこれに相当するに退庁時から引き続いて勤務した場合は、150/100、勤務時間が5時間未満の場合は、50/100をそれぞれの額に乗じて得た額とする。 常直職員については、月額21,000円(その勤務日数が月の初日から末日までの期間の1/2未満の場合は10,500円)とする。	国と同じ	—	293,807 千円	183,629 円

管理職特別勤務手当	<p>管理職手当の支給を受ける者が、週休日、祝日法による休日等及び年末年始の休日等に臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により勤務した場合に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ支給する。</p> <p>勤務に従事した時間が1時間以上3時間未満の場合はその額の70%、1時間未満の場合はその額に40%をそれぞれ乗じて得た額とする。</p> <p>イ 一種 12,000円 ハ 二種 11,000円 ニ 三種 9,000円 ホ 四種 8,000円 へ 五種 7,000円 ト 六種 6,000円 チ 七種 4000円</p>	国と同じ	—	13,746 千円	51,873 円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時まで勤務した全時間に対し、1時間当たり(給料の月額+給料の月額に対する地域手当の月額+人事委員会が定める手当の月額)×12/(当該勤務の属する年度の現日数-週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日)×8)の25%の額を支給する。</p>	国と同じ	—	112,239 千円	65,599 円
休日勤務手当	<p>休日(祝日法による休日等及び年末年始の休日等)において、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、1時間当たり(給料の月額+給料の月額に対する地域手当の月額+人事委員会規則で定める手当の月額)×12/(当該勤務の属する年度の現日数-週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始)×8×135/100の額を支給する。</p>	国と同じ	—	32,642 千円	28,384 円
寒冷地手当	<p>職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日において、寒冷及び積雪の度を考慮して人事委員会が定める地域又は公署に在勤する職員に対して支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主である職員であつて、扶養親族のあるもの 17,800円 ・世帯主である職員であつて、扶養親族のないもの 10,200円 ・それ以外の職員 7,360円 	国と同じ	—	109,696 千円	62,972 円

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	知 事	1,125,000	円 (1,250,000)円
	副 知 事	892,800	円 (960,000)円
報 酬	議 長	864,500	円 (910,000)円
	副 議 長	787,200	円 (820,000)円
	議 員	746,900	円 (770,000)円
期 末 手 当	知 事	(23年度支給割合)		
	副 知 事	2.95	月分	
	議 長	(23年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	2.95	月分	
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	1,250千円×在職月数×0.62	37,200千円	任期毎
	備 考	960千円×在職月数×0.45	20,736千円	任期毎
備 考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期

(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

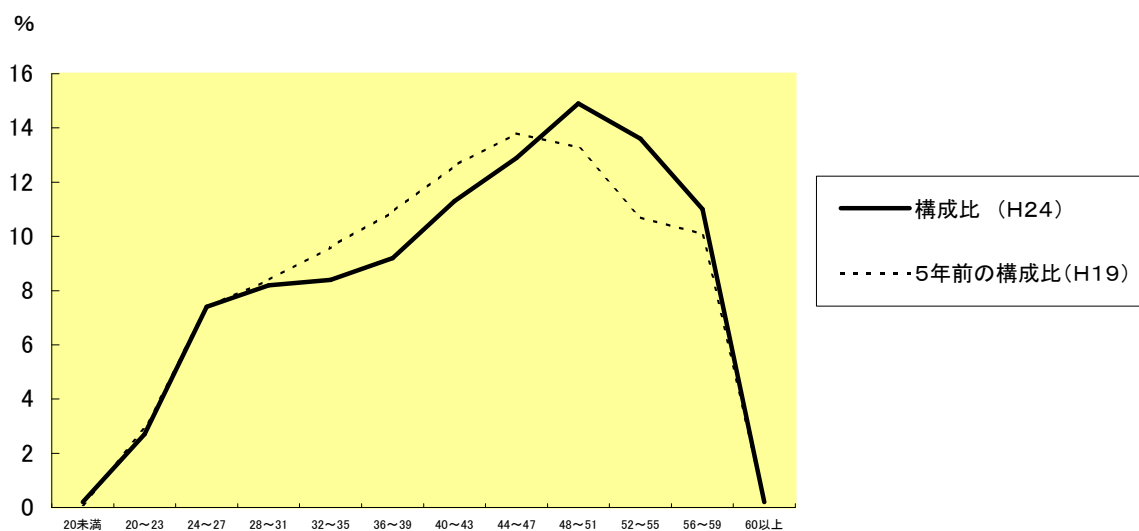
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成23年	平成24年		
普 通 会 計 部 門	議会	23	22	△1	組織体制の見直し
	総務	591	590	△1	事務・事業の見直し等
	税務	101	100	△1	総合県税事務所の業務体制の見直し
	民生	384	381	△3	事務・事業の見直し等
	衛生	405	405	0	
	労働	83	83	0	
	農林水産	711	706	△5	出先機関の業務見直し等
	商工	183	187	4	業務執行体制の強化
	土木	562	564	2	事務・事業の見直し等
	計	3,043	3,038	△5	(参考:人口10万人当たり職員数 355人)
	教育部門	8,267	8,201	△66	児童生徒数の減に伴う教職員数の減等
	警察部門	1,918	1,932	14	警察官の欠員補充等
	小 計	13,228	13,171	△57	(参考:人口10万人当たり職員数 1,539人)
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	0	0	0	
	その他	109	106	△3	事業所の業務見直し等
	小 計	109	106	△3	
合 計		13,337 [14,964]	13,277 [14,006]	△60 [△958]	(参考:人口10万人当たり職員数 1,552人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	33人	354人	985人	1,093人	1,121人	1,222人	1,505人	1,707人	1,970人	1,800人	1,463人	24人	13,277人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,340	3,205	3,104	3,082	3,043	3,038	△ 302 (△ 9.0%)
教育	8,749	8,650	8,559	8,389	8,267	8,201	△ 548 (△ 6.3%)
警察	1,916	1,911	1,909	1,925	1,918	1,932	16 (0.8%)
普通会計計	14,005	13,766	13,572	13,396	13,228	13,171	△ 834 (△ 6.0%)
公営企業等会計計	986	980	976	109	109	106	△ 880 (△ 89.2%)
総合計	14,991	14,746	14,548	13,505	13,337	13,277	△ 1,714 (△ 11.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 電気事業・温泉事業・地域振興事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
23年度	千円 3,490,792	千円 420,283	千円 919,604	% 26.3	% 27.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 108	千円 440,612	千円 140,351	千円 168,696	千円 749,659	千円 6,941	千円 6,808

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

給料の減額の状況

【特別職】

	H18.1.1～H21.3.31	H21.4.1～H23.9.30	H23.10.1～H27.3.31
(1) 知事	10/100	12/100	10/100
(2) 副知事	7/100	9/100	7/100
(3) 公営企業管理者	7/100	9/100	7/100
(4) 教育長	7/100	9/100	7/100
(5) 常勤監査委員	7/100	9/100	4/100

【管理職の職員等】

	H20.1.1～H21.3.31	H21.4.1～H23.9.30	H23.10.1～H27.3.31
(1) 部局長級	4/100	6/100	4/100
(2) 上記以外	4/100	4/100	3/100

【非管理職の職員】

平成21年4月1日から平成23年9月30日まで間、給料月額2%を減額してきた。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成24年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
山梨県	44.7 歳	362,011 円	573,652 円
団体平均	44.3 歳	371,045 円	573,850 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山 梨 県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,562 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

山 梨 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%)加算			定年前早期退職特例措置		
1人当たり平均支給額 6,822 千円 27,944 千円			(2%~20%加算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		14,048 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		130,077 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
甲府市	3 %	33 人	3 %
早川町	3 %	34 人	3 %
甲州市	3 %	19 人	3 %
甲斐市	3 %	18 人	3 %
笛吹市	3 %	4 人	3 %

エ 特殊勤務手当（24年4月1日現在）

支給総額(23年度決算)	7,424 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	95,175 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	72.0 %	
手当の種類(手当数)	5	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
企業従事手当 ① 現場手当	1 発電又は温泉給配湯の現場において、施設及び設備の点検、巡視又は整備の業務に従事した職員 2 異常気象時又は電気工作物の事故若しくは異常時に、発電所の監視及び制御の業務又は早川水系取水口監視及び操作等の業務に従事した職員	1日4時間未満従事した場合 540円 1日4時間以上従事した場合 900円
② 夜間特殊作業手当	正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)において行われる特殊な業務に従事した職員	2時間以上 1,100円 2時間未満 600円
③ 危険作業手当	1 地上又は水面上十メートル以上の足場の不安定な場所における作業 2 傾斜度平均四十度以上で高低差十メートル以上の急傾斜地における作業 3 傾斜三十度以上の水圧鉄管作業 4 巻き立てのされていないトンネル坑内における作業 5 水路隧道内における作業 6 活線及び活線近接作業 7 溪流取水口及び横坑内における作業 8 異常出水時の堰堤及び取水口における障害物除去作業 9 足場の不安定な河川内における作業 10 冬期閉鎖による通行止め区間内における作業	1日4時間以上従事した場合 320円 1日4時間未満従事した場合 200円

④ 災害出動手当	災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う作業	巡回監視 1日 480円(当該作業が夜間に行われた場合は5割増) 応急作業 1日 730円(当該作業が夜間に行われた場合は5割増)
⑤ 土地の取得及び物件の補償交渉業務手当	職員が用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該所有者等と交渉する業務に従事した場合	1日 750円

オ 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	35,280 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	375 千円
支給実績(22年度決算)	28,851 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	304 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	内容及び支給単価については知事部局に同じ	同じ	-	18,851 千円	265,507 円
住居手当				3,128 千円	284,345 円
通勤手当				14,243 千円	180,290 円
管理職手当				11,580 千円	827,143 円
休日勤務手当				503 千円	41,949 円
単身赴任手当				3,180 千円	289,091 円
特地勤務手当				10,961 千円	332,149 円
特地勤務手当に準ずる手当				2,803 千円	233,612 円
夜間勤務手当				3,626 千円	172,647 円
寒冷地手当				2,505 千円	75,903 円